

茨城就職チャレンジナビ事業マッチングサイト掲載求人募集実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、茨城就職チャレンジナビ事業に係るマッチングサイト掲載求人募集実施に関して必要な事項を定める。

(求人掲載要件)

第2条 マッチングサイトに掲載する求人は、次に掲げる事項の全てに該当する求人とする。

- (1) 茨城県内に事業所（本店、支店は問わない）がある企業の求人であり、勤務地候補に茨城県内の勤務地が含まれていること。
- (2) 県税の滞納がない企業の求人であること。
- (3) 労働基準関係法令に重大悪質な違反をしていない企業の求人であること。
- (4) 公序良俗に反しないこと。その他、不適切と判断されるような求人でないこと。
- (5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する企業の求人でないこと。

(求人の掲載申込、決定及び通知)

第3条 マッチングサイトへの求人掲載を希望する法人等は、別に定める申込用紙に必要な事項を記載のうえ、県が指定する運営事業者あて申し込むものとする。

- 2 県は、求人掲載申込について適当と認めるときは、登録を決定し、当該申込者に通知するものとする。

(求人掲載要件の審査)

第4条 県は、必要に応じて、申込者に対し、求人掲載要件の審査を行うための調査の実施や書類の提出を求めることができる。申込者は、これに応じるものとする。

(求人情報の登録、内容の変更等)

第5条 申込者は、求人情報の掲載を希望する場合は、マッチングサイトに自ら登録するものとする。

- 2 申込者は、マッチングサイトに掲載している求人情報の内容に変更があったときは、速やかに変更（終了を含む）を行うものとする。

(求人掲載の取りやめ)

第6条 県は、申込内容に虚偽のあることが判明した場合や法令違反の恐れ等がある場合、その他、サイトへの掲載が不相当であると判断された場合には、求人掲載を取りやめることができる。

(協力)

第7条 申込者は、県等から求めがあった場合は、本サイトを通じたマッチング実績の報告や、「わくわく茨城生活実現事業」に係る移住支援金申請に必要な資料の提供等について協力するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要領は、令和元年6月1日から施行する。